

## 人間環境大学の目的に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、人間環境大学学則第1条第2項の規定に基づき、学部及び学科の  
人材の養成に関する目的、その他教育研究上の目的について定める。

(心理学部)

第2条 心理学部は、建学の精神である人間環境学の探求を教育の基盤とし、心理学に  
対する地域社会からの期待や要請に応えるため、人間社会に存在する多岐にわたる心  
理的課題に対応できる人材を養成することで、地域社会に貢献することを目的とする。

- 2 心理学科は、心の健康の問題の理解と支援に直接関係する臨床心理学を中心とした専門  
領域、一生涯の発達メカニズムや人格形成と関連している教育心理学や発達心理学な  
どの専門領域、個人や社会の相互作用、組織や対人関係と関連する社会心理学、産業・組  
織心理学などの専門領域、これら3つの専門領域を軸として心理学を広く系統的に学び、  
現代社会の様々な生活場面において、人の心に関連する事象を分析し、一人ひとりに寄  
添うアプローチを通して、心の健康の維持に貢献する人材を養成することを目的とする。
- 3 犯罪心理学科は、科学技術の発展とインターネット等の技術革新により、“非行・犯  
罪”をとりまく問題が複雑化、多様化する中で、心理学および犯罪心理学に関する専  
門的知識と技能をもって、急速に変わりゆく環境における個人・社会の心について探  
求し、現代社会において、喫緊の課題である“非行・犯罪”をとりまく問題および多  
様化する現代社会における諸問題の分析・解決を行い、よりよい社会・まちづくりに  
貢献できる人材を養成することを目的とする。

(環境科学部)

第3条 本学の建学の精神である人間環境学の探求を教育の基盤とし、自然環境を対象  
として予測が困難である状況下における現場対応力や、調査・観察測定結果に基づく  
状況把握力・改善案提示力により、環境保全に配慮した持続可能な社会の構築に向け  
た提案と実践を行い、地域社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。

- 2 フィールド生態学科では、持続可能な自然共生社会の実現に向けて、動物・植物・  
生態系機能に関する専門知識と、社会や情報に関する基礎知識を有し、広い視野と柔  
軟な思考力によって人間社会の発展と環境保全のバランスを考慮した発言と提案、そ  
して行動ができる人材を養成することを目的とする。
- 3 環境データサイエンス学科では、実証的に取得したデータから地域の社会的・経済  
的課題を読み解き、解決策を提案するためのデータ分析手法などの専門知識と技術を  
身に付けるとともに、農業や環境問題に関連する幅広い視野と知識を身に付け、社会  
課題や環境問題の解決に向けてそれらを実践的に活用し、社会に貢献できる人材を養  
成することを目的とする。

(看護学部)

第4条 建学の精神である人間環境学の探求に基づく「〈人間〉と〈環境〉、および人間と

環境との〈関係〉の深い理解に基づいた質の高い看護実践を創造できる自立した人材の育成」を目指し、豊かな人間性を培いつつ、人びとの多様かつ複雑な健康ニーズに応えるため、科学的根拠に基づいた質の高い看護実践を創造できる自立した看護職者を育成する。あわせて常に学び続ける姿勢を持つ看護の実践者、保健師、養護教諭、助産師、教育者および研究者を育成し、社会に貢献することを目的とする。

(松山看護学部)

第5条 松山看護学部は、対象となる人々が健康に生きることを支える看護、ならびに、より健康な地域社会の発展に貢献する看護を理念として掲げている。

人間の尊厳に基づいた豊かな人間性を培い、人々のライフサイクルに応じた多様な健康ニーズに対応できる広い視野で、科学的・専門的な知識と技術に基づく判断力と探求心をもって質の高い看護実践ができる自立した看護職者を育成し、人々が健康に生きることを支援する。あわせて地域社会における保健・医療・福祉の連携と発展に貢献する。即ち、対象となる人々の健康に生きることを支える看護、及び、より健康な地域社会の発展に貢献する看護職者となる人材育成を目的とする。

(総合心理学部)

第6条 総合心理学部は、建学の精神である人間環境学の探求に基づき、人間環境学を土台として、心理学に関する総合的な知識と方法論を身につけることで、社会貢献と自己実現できる個人を養成することに加え、一つ以上の特定の心理学分野に関する、より専門的な知識と方法論、見えない心を可視化するスキルを身につけ、公認心理師を含めた幅広い領域で活躍できる心理支援やビッグデータからアンケート処理までの幅広いデータ処理などを行い、地域社会に貢献できる人材育成を目的とする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃については、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、平成26年7月9日から施行する。

附則 この規程（改定）は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程（改定）は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規程（改定）は、令和4年4月1日から施行する。